

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月14日
【四半期会計期間】	第50期第3四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	株式会社ジェクシード
【英訳名】	GEXEED CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 細井 一雄
【本店の所在の場所】	東京都目黒区青葉台三丁目6番16号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」 で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番11号
【電話番号】	03(5259)7010
【事務連絡者氏名】	管理本部長 佐伯 正勝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第49期 第3四半期 連結累計期間	第50期 第3四半期 累計期間	第49期
会計期間	自平成24年1月1日 至平成24年9月30日	自平成25年1月1日 至平成25年9月30日	自平成24年1月1日 至平成24年12月31日
売上高(千円)	1,288,255	817,981	1,140,355
経常損失( )(千円)	178,970	82,055	89,348
四半期(当期)純損失( )(千円)	135,953	135,006	177,768
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金(千円)	778,663	851,476	788,663
発行済株式総数(千株)	9,055	10,808	9,291
純資産額(千円)	153,228	64,069	71,508
総資産額(千円)	672,592	432,024	592,910
1株当たり四半期(当期)純損失金額 ( )(円)	15.01	13.75	19.54
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	12.0	14.4	12.1

回次	第49期 第3四半期 連結会計期間	第50期 第3四半期 会計期間
会計期間	自平成24年7月1日 至平成24年9月30日	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日
1株当たり四半期純損失金額( ) (円)	3.24	1.81

(注) 1. 当社は、平成25年2月14日開催の取締役会において、前事業年度において連結子会社であった株式会社レイズキャピタルマネジメントの解散及び清算を決議いたしました。また、前事業年度において連結子会社であった株式会社ジェクシード・テクノロジー・ソリューションズは、現在、休眠状態にあります。これらの子会社は当企業集団の財政状態及び経営成績の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、当事業年度より連結の範囲から除外しております。そのため、当社は当事業年度(平成25年12月期)より連結財務諸表非作成会社となりましたため、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。なお、前連結会計年度までは連結財務諸表を作成しているため、前第3四半期累計期間に代えて前第3四半期連結累計期間について記載しております。

2. 売上高につきましては、消費税等を含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額につきましては、第49期については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第49期第3四半期連結累計期間については、1株当たり四半期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。第50期第3四半期累計期間については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当社は、平成25年2月14日開催の取締役会において、前事業年度において連結子会社であった株式会社レイズキャピタルマネジメントの解散及び清算を決議し、投資事業組合運営事業から撤退しております。また、前事業年度において連結子会社であり、コンサルティング事業を行っていた株式会社ジェクシード・テクノロジー・ソリューションズは、現在、営業活動を行っておりません。

これらの子会社は当企業集団の財政状態及び経営成績の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、当事業年度より連結の範囲から除外しております。これにより当社は、コンサルティング事業の単一セグメントとなりました。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

当第3四半期累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要な事象等について

当社は、当第3四半期累計期間において、業績回復の遅れと一部大型プロジェクト案件の採算割れ等の影響を受け、営業損失を計上いたしました。現在、収益構造の改革及び諸経費の大幅な削減を断行しておりますが、ソフトウェアライセンス等の減損損失、及び本社移転に伴う移転関連費用、原状回復費用等を特別損失として計上した結果、四半期純損失を計上することとなりました。こうした状況により、当社は継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、収益性改善へ向けた各施策は着実に進捗しており、当社といたしましては、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

当該事象又は状況を解消するための対応策については、「第2 事業の状況 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) 継続企業の前提に関する重要事象等を改善するための対応策等」に記載のとおりであります。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期累計期間における我が国経済は、昨年来からのいわゆるアベノミクス政策による金融緩和策、デフレ脱却施策等により円安、株高等の経済効果が奏効し、特に輸出産業を中心にその業績の回復がみられました。これまでの長い景気低迷のトンネルから抜け出す兆しが垣間見えるものの、欧州の経済危機からの脱却はその回復の速度が緩慢であり、特にアジアでの経済の中心を担う中国の景気の減速等の影響を受け、国内の景況感は未だ産業全体への回復には至っていない状態にあります。

このような中、コンサルティングビジネスについても、企業の投資抑制等がまだ継続し、受注の十分な回復には至っていない状況となっております。

当社としましてはこのような状況に即応すべく、いち早く事業の収益構造の変革に着手し、収益性の改善に取り組みました。情報系ビジネスでは、ヒューレット・パカード社(旧Autonomy社)のIDOL製品サービスからOptimost製品サービス、スケジュール同期ソフト等の営業サイクルの短い製品サービスにシフトして採算の改善を図りました。当社の収益の中心であるERPビジネス、会計・人事業務分野のコンサルティングビジネスについては、国内対応型からグローバル化による産業構造の変革に対応できるビジネスへと時代を先取りすることを見据え、格段に競争力のあるビジネスモデルへと変革してまいりました。また、中長期的にビジネスモデルを変革すべく、付加価値の高い新たなサービス、ソリューションを峻別し、これまでの強みを生かした利益率の高いビジネス構造にシフトし、収益構造の抜本的な改革を進めてきました。その為に、新たなビジネス機能の教育訓練の充実により技術者の養成、新規技術者の採用等による新規人材の育成と確保に努めてまいりました。これらの改善は、一時的に事業の採算性が悪化いたしますが、採算性を抜本的に改善し安定化させるためには、産業構造の変革に対応する新しいビジネス構造の確立が急務と認識し、改革を実行してまいりました。当第3四半期会計期間に新株の発行、転換社債型新株予約権付社債の発行、新株予約権の発行を行いました。調達した資金を活用し、財務基盤の安定化と新規技術者の採用及び育成等による事業基盤の更なる強化を図ってまいります。

これらの結果、当第3四半期累計期間の売上高は、817,981千円となりました。また、各施策の実施により、前期より徐々に事業採算性の改善効果が表れはじめ、連結と非連結で単純比較はできないものの、前第1四半期連結累計期間に5.9%であった売上総利益率は、当第3四半期累計期間（非連結）では20.9%となりました。

当事業年度の販売費及び一般管理費についても、本社移転等のコスト削減効果により、前連結会計年度に比べ1億円以上の圧縮を見込んでおります。しかしながら、一部大型プロジェクト案件に採算割れが発生したため、営業損失は73,588千円、経常損失は82,055千円となりました。また、ソフトウェアライセンス等の減損損失41,091千円、本社移転に伴う移転費用等9,219千円を特別損失として計上した結果、四半期純損失は135,006千円となりました。

なお、平成25年12月期第1四半期累計期間より連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期連結累計期間との比較分析は行っておりません。

## (2) 財政状態の分析

総資産は、前事業年度末より160,885千円減少し、432,024千円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べ133,948千円減少し、349,393千円となりました。これは主に売掛金及びその他の減少によるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べて26,937千円減少し、82,630千円となりました。これは主に有形固定資産の減損及び投資その他の資産の減少によるものであります。

負債合計は、前事業年度末に比べ153,446千円減少し、367,954千円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べ86,813千円減少し、289,888千円となりました。これは主に短期借入金の返済によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べ66,633千円減少し、78,066千円となりました。これは主に、転換社債型新株予約権付社債及び長期借入金の減少によるものであります。

純資産合計は、前事業年度末に比べ7,439千円減少し、64,069千円となりました。これは主に、新株の発行及び転換社債型新株予約権付社債の株式への転換による資本金及び資本剰余金の増加並びに四半期純損失の計上による利益剰余金の減少によるものであります。

## (3) 継続企業の前提に関する重要事象等を改善するための対応策等

当社は、当第3四半期累計期間において、業績回復の遅れと一部大型プロジェクト案件の採算割れ等の影響を受け、営業損失を計上いたしました。現在、収益構造の改革及び諸経費の大幅な削減を断行しておりますが、ソフトウェアライセンス等の減損損失、及び本社移転に伴う移転関連費用、原状回復費用等を特別損失として計上した結果、四半期純損失を計上することとなりました。こうした状況により、当社は継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況の早期解消を図るため、優良かつ豊富なビジネスパイプラインの確保による売上高の伸長、事業採算性の改善等の諸施策を実行しております。また、収益構造の転換に向けて人的資源の増強、教育訓練による人的付加価値の変革、有償稼働率の改善等により、事業の強化・効率化を図ります。それらビジネスモデルの改革に必要な資金は、当第3四半期会計期間に行った新株の発行、転換社債型新株予約権付社債の発行、新株予約権の発行により調達した資金を活用し、財務基盤の安定化と併せ、事業基盤の更なる強化を図ってまいります。

当事業年度における売上総利益率は約20%を見込んでおりますが、一部大型プロジェクト案件の採算割れ等の影響を除けば、同利益率は25%以上を確保できる事業基盤を確立しつつあります。販売費及び一般管理費についても、連結と非連結で単純比較はできないものの、本社移転等による削減効果により、当事業年度の見通しにおいて、前連結会計年度に比べ1億円以上の削減を図るなど、昨年来の諸施策の効果が表れております。

コンサルティング事業の収益性の改善を図る為に、下記の施策を推進してきております。

1. 社長直下に事業部門と独立した経営企画本部を創設し、事業の採算管理の徹底を図ること
2. 新たな収益源としてスケジュール同期ソフト等の製品販売を追加し、利益幅の拡大を図ること
3. 人材タレントマネジメント等の高付加価値ソリューションのサービスを付加すること
4. グローバル化ビジネスを拡大すべく、英語教育の浸透を図ること
5. 実稼働率の向上を図ること
6. 人材の強化を図る為に能力の高い要員の採用を促進すること

今後もERP導入コンサルティングを当社の主軸事業として軸足を置き、JDEdwards ERPの導入実績では国内No.1の地位の強みを生かして、更に顧客企業様の改革・改善の支援を継続して参ります。

ビジネスコンサルティングについては、会計・人事業務領域を中心にグローバル企業のコンサルティングも実施しております。

上記の対策を着実に実行することにより、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象は存在するものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(4) 主要な設備

当第3四半期累計期間に著しい変動があった設備は、本社移転等に伴う固定資産の取得6,839千円でありませ

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,700,000
計	18,700,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月14日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,808,267	11,700,732	東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)	単元株式数100株
計	10,808,267	11,700,732	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成25年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年9月2日
新株予約権の数(個)	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	410,958
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	73
新株予約権の行使期間 (注)3	自平成25年9月18日 至平成28年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) (注)4	発行価格 73 資本組入額 36.5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会 の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権にかかる本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

##### 2.(1) 転換価額

転換価額は、73円とする。なお、転換価額は2(2)から2(6)に定めるところに従い調整されることがある。

##### (2) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、2(3)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「時価下発行による転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込価額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (3) 時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記からの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記からにかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付株式数} = \frac{(\text{調整前転換価格} - \text{調整後転換価格}) \times \text{調整後転換価格により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価格}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (4) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式（以下、「転換価額調整式」と総称する。）の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）における当社普通株式終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (5) 2(3)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。



- (6) 2(3)から2(5)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
3. 本新株予約権の新株予約権者は、平成25年9月18日から平成28年9月17日までの間(以下、「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。
4. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 当社が組織再編行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、5(1)から(10)の内容のもの(以下、「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債にかかる債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- (1) 交付される承継会社等の新株予約権の数  
当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類  
承継会社等の普通株式とする。
- (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数  
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は2(3)と同様の調整に服する。  
合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。  
その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。
- (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法  
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間  
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項  
定めない。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 組織再編行為が生じた場合  
本項に準じて決定する。

(10) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年9月2日
新株予約権の数(個)	29
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	1,450,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	73
新株予約権の行使期間(注)3	自平成25年9月18日 至平成28年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 73 資本組入額 36.5
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1.(1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,450,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は50,000株とする。)。但し、下記1(2)及び(3)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2)当社が下記2に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後当社株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価格}}{\text{調整後行使価格}}$$

(3)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる下記2(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2.(1)当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記2(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

2(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

2(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は2(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに2(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

2(2) から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには2(2) から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価格} - \text{調整後行使価格}) \times \text{調整後行使価格により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価格}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)(以下、「JASDAQスタンダード」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 2(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 下記6に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

4. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

6. 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、及び行使の条件

上記3から下記7に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日かつ、株式会社ジェクシード第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還又は転換が終了した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備 金 残高 (千円)
平成25年9月18日 (注)1	625,000	10,739,774	25,312	848,976	25,312	1,035,406
平成25年9月20日 (注)2	68,493	10,808,267	2,500	851,476	2,500	1,037,906

(注)1. 有償第三者割当

発行価格 81円

資本組入額 40.5円

割当先 (株)ティーオーコーポレーション、細井一雄、大島貴之、浜田篤人、森川孝秀

2. 第2回転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,114,000	10,114	-
単元未満株式	普通株式 574	-	-
発行済株式総数	10,114,774	-	-
総株主の議決権	-	10,114	-

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式 数(株)	他人名義所有株式 数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に対す る所有株式数の割合 (%)
株式会社ジェクシード	東京都目黒区 青葉台三丁目6番 16号	200	-	200	0.0
計	-	200	-	200	0.0

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	-	井阪 健一	平成25年8月31日

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。なお、前第3四半期累計期間（平成24年1月1日から平成24年9月30日まで）は四半期財務諸表を作成していないため、四半期損益計算書に係る比較情報は記載しておりません。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、フロンティア監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	199,957	161,516
売掛金	169,310	134,372
商品	5,753	5,753
仕掛品	41,160	42,571
その他	68,178	5,986
貸倒引当金	1,017	806
流動資産合計	483,342	349,393
固定資産		
有形固定資産	14,527	10,737
無形固定資産	38,874	31,287
投資その他の資産		
その他	134,683	84,851
貸倒引当金	78,517	44,245
投資その他の資産合計	56,166	40,605
固定資産合計	109,567	82,630
資産合計	592,910	432,024
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	39,088	34,611
短期借入金	80,000	-
関係会社短期借入金	147,000	137,000
1年内返済予定の長期借入金	28,992	28,992
未払法人税等	4,012	6,165
賞与引当金	4,250	15,242
その他	73,358	67,877
流動負債合計	376,701	289,888
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	70,000	25,000
長期借入金	60,531	38,287
退職給付引当金	14,168	14,779
固定負債合計	144,699	78,066
負債合計	521,401	367,954

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	788,663	851,476
資本剰余金	975,093	1,037,906
利益剰余金	1,692,219	1,827,225
自己株式	28	28
株主資本合計	71,508	62,127
新株予約権	-	1,942
純資産合計	71,508	64,069
負債純資産合計	592,910	432,024



( 2 ) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

( 単位：千円 )

	当第3四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
<b>売上高</b>	
コンサルティング収入	816,533
その他の売上高	1,447
売上高合計	817,981
<b>売上原価</b>	
コンサルティング売上原価	646,162
その他の原価	1,169
売上原価合計	647,332
<b>売上総利益</b>	170,649
販売費及び一般管理費	244,237
<b>営業損失 ( )</b>	73,588
<b>営業外収益</b>	
受取利息	49
その他	19
営業外収益合計	69
<b>営業外費用</b>	
支払利息	7,859
その他	676
営業外費用合計	8,536
<b>経常損失 ( )</b>	82,055
<b>特別利益</b>	
貸倒引当金戻入額	194
特別利益合計	194
<b>特別損失</b>	
減損損失	41,091
事務所移転費用	9,219
特別損失合計	50,310
<b>税引前四半期純損失 ( )</b>	132,171
法人税、住民税及び事業税	2,835
法人税等合計	2,835
<b>四半期純損失 ( )</b>	135,006

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる当第3四半期累計期間の営業損失、経常損失及び税引前四半期純損失に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
減価償却費	10,078千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、第3四半期累計期間において、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使及び第三者割当増資の実施により、資本金が62,812千円、資本剰余金が62,812千円増加いたしました。

この結果、当第3四半期累計期間末において資本金が851,476千円、資本剰余金が1,037,906千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額	13円75銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額(千円)	135,006
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	135,006
普通株式の期中平均株式数(株)	9,820,406

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

(訴訟)

平成25年2月1日付(訴状送達日平成25年2月14日)で当社は下記のとおり訴訟の提起を受けました。

(1) 訴訟が提起されるに至った経緯

平成21年3月23日に開示をいたしました、「当社元代表取締役および当社元取締役に対する訴訟の提起のお知らせ」及び「当社元代表取締役及び当社取締役に対する訴訟の提起のお知らせ」につきまして、事案を委任いたしました弁護士より当時の弁護士報酬の支払いにつき、当社との見解の相違がございました。話し合いにて解決せず、訴訟が提起されるに至ったものです。

(2) 当該訴訟の提起があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所  
平成25年2月1日

(3) 当該訴訟を提起した者

小宮 清

(4) 当該訴訟の内容及び請求金額

訴訟の内容

「(1) 訴訟が提起されるに至った経緯に記載」の事案を委任致しました弁護士より当時の報酬の支払いを求めるもの

請求金額

13,127,100円(純資産に対する割合:18.3%)及びこれに対する平成24年2月10日から支払い済みまで年5分の割合による金員

(5) 今後の見通し

かかる訴訟については、当社として債務は無いものと考えており、本件訴訟において、当社の考えを適切に主張していく所存です。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月13日

株式会社ジェクシード

取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 藤井 幸雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 遠田 晴夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェクシードの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第50期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェクシードの平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。